

令和3年度松江市小規模企業者支援事業補助金 募集のご案内

令和3年4月1日
松江市役所 産業経済部
まつえ産業支援センター

この制度は、市内の小規模事業者が、人材の育成、比較的低額な工作機械等の導入及びIT化の推進を行う際に必要な費用の一部をパッケージ化して補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図るためのものです。

1 補助対象事業

市内で製造業（※1）を営む小規模企業者（※2）が取り組む次に掲げる事業です。

(1) 人材育成支援事業

新規受注、後継者育成、技術者養成（多能工化）等に対応する研修及び教育訓練の実施又は派遣を行う事業

(2) 設備導入支援事業

新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業

(3) IT化推進支援事業

新規受注、生産性の向上等に必要なソフトウェア等の取得及び自社ウェブサイトの開設（※3）を行う事業

(4) オンライン商談推進事業

オンライン商談（※4）に必要な機材を整備し、受注機会の増大を図る事業

※1 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要。

※2 小規模企業者…常時使用する従業員の数が20名以下（製造業）の事業者
中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、「労働基準法第20条の規定に基づく予め解雇の予告を必要とする者と解されます。従って、正規社員以外のパート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者であっても、含まれる場合があります。

※3 自社ウェブサイトの開設…ECモール（多数の企業や商店のECサイトが集まったインターネット上の仮想商店街）は自社ウェブサイトに含まない

※4 オンライン商談…インターネットを通じて相手先と行う商談をいう。

2 補助対象経費

補助対象経費は次の表に掲げるものとします。（消費税及び地方消費税は除きます。）

事業の内容	補助対象経費
人材育成支援事業	研修会及び教育訓練に要する経費（謝金、旅費（研修

	講師招聘旅費（宿泊費含む。）、受講者参加旅費（宿泊費除く。）、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費及び受講料）
設備導入支援事業	1台当たり10万円以上80万円未満の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費
I T化推進支援事業	一式当たり10万円以上80万円未満のソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設に要する経費
オンライン商談推進事業	オンライン商談に必要な環境整備に要する経費（タブレットやPCなど汎用性があるが目的外使用になり得るものを除くものとし、購入費一式20万円を上限とする。）

注) 同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を重複して受けることはできません。

3 補助率又は上限金額について

- (1) 補助対象経費（複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額）の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）
- (2) 1年度1社当たり上限30万円とします。

注) オンライン商談推進事業については、同一の補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとします。

4 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む小規模企業者
- (2) 市税を滞納していない者
納期が到来している松江市の（法人）市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税等松江市に納付すべき全税目について、未納又は滞納がないこと。

5 申請の方法

- (1) 募集期間等
令和3年4月1日（木）から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。
- (2) 補助金交付要綱、申請様式、事業計画書・事業報告書については、松江市ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申請時の提出物は下記のとおりです。
 - ①補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（別紙1）
 - ③直近2期分の決算書の写し
- (4) 提出先
松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300 E-mail:misc@city.matsue.lg.jp

6 申請後の流れ

(1)「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→補助対象者

(2)「着手届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(3)「完了届（様式第4号）」：補助対象者→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4)「実績報告書（様式第5号）」：補助対象者→松江市

①事業報告書（別紙2）

②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

※対象経費に消費税等は含まれませんので、税抜き金額が判明するものを提出してください。

④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

(5)「確定通知書（様式第6号）」：松江市→補助対象者

(6)「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」

：補助対象者→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→補助対象者